



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年10月28日金曜日 第2314号

### ◇ 目 次 ◇

一部事務組合の規約の変更の届出.....	934
大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等.....	934
兼用工作物の管理の方法について.....	934
建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定.....	935
町営土地改良事業の施行の同意（2件）.....	935
開発行為に関する工事の完了（2件）.....	935
道路の区域変更（県道宇和三間線）.....	936
道路の供用開始（ " " ）.....	936
指定道路の指定.....	936
道路の供用開始（県道長浜保内線）.....	936

### 公 告

土地（建付地）の売払い.....	937
------------------	-----

### 公営企業公告

公告の取消（医療機器の借入れ）.....	938
----------------------	-----

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1249号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、次のとおり宇和島地区広域事務組合の規約の変更の届出があった。

平成23年10月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 変更事項  
熱回収施設及び同施設に併設するリサイクルセンター並びに汚泥再生処理センターの管理運営に係る分賦金割合の規定の追加
- 2 規約変更年月日  
平成23年11月1日

#### ○愛媛県告示第1250号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成23年10月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
ダイキナーサリー朝生田店	松山市朝生田町540 1外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前9時30分	午前8時	平成23年 11月15日	平成23年 10月12日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時から午後8時30分まで	午前7時30分から午後8時30分まで		

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

##### (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

##### (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

#### ○愛媛県告示第1251号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定により、道

路と他の工作物との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年10月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 道路の種類及び路線名

一般県道興居島循環線

2 他の工作物の名称

泊漁港海岸保全施設

3 兼用工作物の位置

松山市泊町949番1地先から同953番3地先まで

4 兼用工作物の管理を行う者の氏名及び住所

海岸管理者 松山市長 野志 克仁

住所 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

道路管理者 愛媛県知事 中村 時広

住所 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

5 管理の内容

(1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については、海岸管理者が行うものとする。

(2) 兼用工作物の災害復旧は、次の各号に掲げる者が行うものとする。ただし、第1号又は第2号に掲げる場合においても、特に緊急に災害復旧を行う等の必要があるときは、その都度協議して定めるところにより、海岸管理者又は道路管理者がこれを行うものとする。

一 もっぱら道路専用施設に係る場合 道路管理者

二 もっぱら道路専用施設以外の部分に係る場合 海岸管理者

(3) 前2項の規定によるほか、海岸法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は海岸管理者が、道路法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は道路管理者が行うものとする。

6 管理の期間

平成23年10月28日から当該路線を廃止する日又は海岸の公用を廃止する日まで

○愛媛県告示第1252号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関を次のように指定した。

平成23年10月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 名称及び住所

株式会社建築構造センター

東京都新宿区新宿二丁目1番2号

○愛媛県告示第1255号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年10月28日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

名 称	事務所の所在地
本 社	東京都新宿区新宿二丁目1番2号
東 北 事 務 所	宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号
福 島 事 務 所	福島県郡山市中町11番5号
池 袋 事 務 所	東京都豊島区西池袋五丁目1番6号
神 奈 川 事 務 所	神奈川県横浜市西区北幸二丁目10番39号
愛 知 事 務 所	愛知県名古屋市中区錦一丁目17番13号
山 陰 事 務 所	島根県松江市中原町6番地
愛 媛 事 務 所	愛媛県松山市三番町七丁目13番13号
長 崎 事 務 所	長崎県長崎市万才町6番33号
宮 崎 事 務 所	宮崎県宮崎市川原町5番10号
南九州事務所	鹿児島県鹿児島市中央町9番10号
沖 縄 事 務 所	沖縄県浦添市字城間3019番地

3 構造計算適合性判定の業務の開始の日

平成23年11月1日

4 指定をした日

平成23年10月28日

○愛媛県告示第1253号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（農業用道路整備事業・樅の木地区）の施行に平成23年10月13日同意した。

平成23年10月28日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

○愛媛県告示第1254号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（農地保全事業・樅の木地区）の施行に平成23年10月13日同意した。

平成23年10月28日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
23中局建(開)第38号 平成23年10月20日	伊予郡松前町大字西高柳字宮東40番1	伊予郡松前町大字北川原951番地5 高橋 一 壽

## ○愛媛県告示第1256号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年10月28日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
23中局建(開)第39号 平成23年10月20日	伊予郡松前町大字中川原字新開178番1及び178番9	松山市東垣生町825番地1 テラスコート東垣生B-201号 井ノ口 義 貴 井ノ口 早 奈 枝

## ○愛媛県告示第1257号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年10月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和三間線	宇和島市吉田町立間3番耕地616番2	旧	メートル 6.4~9.7	キロメートル 0.195	
			新	11.4~26.8	0.195	

## ○愛媛県告示第1258号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年10月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和三間線	宇和島市吉田町立間3番耕地616番2	平成23年10月28日

## ○愛媛県告示第1259号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成23年10月28日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

## 1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

## 2 指定年月日

平成23年10月18日

## 3 指定道路の位置

西予市宇和町上松葉413番1の一部

## 4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 47.01メートル

(2) 幅員 4.85メートル

## ○愛媛県告示第1260号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年10月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜保内線	大洲市長浜町穂積甲562番3から 同町穂積甲562番6まで	平成23年10月28日

## 公 告

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年10月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
土地（建付地）の売払い
- (2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

土 地			建 物			予 定 価 格
所 在 地	地 目	地 積	種 類	構 造	床 面 積	
大洲市田口字東山根甲2022番6	宅 地	1,690.16㎡	共同住宅外	鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建外	939.01㎡	16,800,000円

## 2 入札に参加する者に必要な資格等

## (1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

## (2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

## ア 提出期間

平成23年10月28日（金）から平成23年12月1日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

## イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 （089）912 2255

## ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

## エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成23年12月1日（木）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

## (3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

## ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成23年11月17日（木）午後1時

## (イ) 場所

売り払う土地の所在地

## 3 入札及び開札

## (1) 入札及び開札の日時

平成23年12月15日(木)午前11時

## (2) 入札及び開札の場所

愛媛県大洲市田口甲425番地 1

愛媛県大洲庁舎 3 階会議室

## (3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

## 4 その他

## (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

## (3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

## (4) 契約書作成の要否

要

## (5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

## (7) その他

詳細は、入札心得書による。

## 公営企業公告

## ○公告

平成23年10月7日付け第2308号掲載の公営企業公告(医療機器の借入れ)を取り消す。

平成23年10月28日

愛媛県公営企業管理者 三好 大三郎